

## 1－2 洲本市防災会議条例 (平成18年2月11日条例第189号)

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、洲本市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 洲本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、市長からの諮問に応じ、洲本市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
  - (3) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指命する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 淡路広域消防事務組合洲本消防署長
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (11) 市長が特に認めて、任命する者
- 6 前項の委員の定数は40人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、自衛隊の隊員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共

## 資料編

### 1 防災組織に関する資料

---

機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部消防防災課において処理する。ただし、第2条第2号に定める事項については、都市整備部用地課において計画の作成等を行う。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成19年3月28日条例第4号）

#### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（洲本市水防協議会条例の廃止）

2 洲本市水防協議会条例（平成18年洲本市条例第198号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月23日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年12月27日から適用する。

附 則（平成24年6月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月17日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1－3 洲本市防災会議運営規則（平成18年2月11日規則第158号）

### （趣旨）

第1条 この規則は、洲本市防災会議条例（平成18年洲本市条例第189号）第5条の規定に基づき、洲本市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （招集）

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

### （欠席）

第3条 委員は、事故その他やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

### （会議）

第4条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

### （議事の特例）

第5条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

### （専決処分等）

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、専決処分することができる。

- (1) 会長において、防災会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき。
- (2) 軽易な事項で、速やかな措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

### （異動報告）

第7条 異動等により委員の変更があったときは、後任者がその職、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

### 附 則

この規則は、平成18年2月11日から施行する。

#### 附 則（平成19年3月30日規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 1-4 洲本市防災会議委員名簿

(令和5年度)

| 区分 | 機関及び職名                      | 備考    |
|----|-----------------------------|-------|
| 会長 | 洲本市長                        |       |
| 委員 | 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所洲本維持出張所長 | 1号委員  |
| 〃  | 神戸地方気象台長                    | 〃     |
| 〃  | 神戸海上保安部警備救難課長               | 〃     |
| 〃  | 陸上自衛隊姫路駐屯地第3高射特科大隊長         | 2号委員  |
| 〃  | 兵庫県淡路県民局総務企画室長              | 3号委員  |
| 〃  | 兵庫県淡路県民局洲本健康福祉事務所長          | 〃     |
| 〃  | 兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所長        | 〃     |
| 〃  | 兵庫県淡路県民局洲本土地改良事務所長          | 〃     |
| 〃  | 淡路県民局洲本土木事務所長               | 〃     |
| 〃  | 兵庫県淡路県民局まちづくり参事             | 〃     |
| 〃  | 洲本警察署長                      | 4号委員  |
| 〃  | 洲本市副市長                      | 5号委員  |
| 〃  | 洲本市総務部長                     | 〃     |
| 〃  | 洲本市企画情報部長                   | 〃     |
| 〃  | 洲本市都市整備部長                   | 〃     |
| 〃  | 洲本市産業振興部長                   | 〃     |
| 〃  | 洲本市財務部長                     | 〃     |
| 〃  | 洲本市市民生活部長                   | 〃     |
| 〃  | 洲本市健康福祉部長                   | 〃     |
| 〃  | 洲本市五色総合事務所長                 | 〃     |
| 〃  | 洲本市健康増進課統括保健師               | 〃     |
| 〃  | 洲本市教育長                      | 6号委員  |
| 〃  | 洲本市消防団長                     | 7号委員  |
| 〃  | 西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長   | 8号委員  |
| 〃  | 関西電力送配電株式会社淡路配電営業所長         | 〃     |
| 〃  | 淡路交通株式会社運輸部長                | 〃     |
| 〃  | 洲本瓦斯株式会社代表取締役               | 〃     |
| 〃  | 一般社団法人兵庫県LPGガス協会淡路支部支部長     | 〃     |
| 〃  | 淡路広域水道企業団洲本市サービスセンター長       | 〃     |
| 〃  | 淡路広域消防事務組合洲本消防署長            | 9号委員  |
| 〃  | 洲本市連合町内会長                   | 10号委員 |
| 〃  | 洲本市教育次長                     | 11号委員 |
| 〃  | 洲本市議会事務局長                   | 〃     |
| 〃  | その他市長が特に必要と認める者             | 〃     |